

「看護多機能 向陽」運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 向陽会が設置経営する指定地域密着型サービスに該当する看護小規模多機能型居宅介護サービス事業（以下、「事業所」という。）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が介護状態にある高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

(基本方針)

第2条 要介護者が可能な限りその自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通い、訪問、宿泊の形態で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、必要な日常生活上の援助を行うことにより、要介護者の日々の暮らしの支援を行い、また要介護者の孤立感の解消及び心身機能の維持並びに療養上の世話又は診療の補助を行い、要介護者の家族の身体及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

第3条 当事業所において提供する看護小規模多機能型居宅介護サービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の主旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動の参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス（介護・看護）及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適当にサービスを提供する。
- 3 利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるようサービスを提供する。
- 4 看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供にあたっては、看護小規模多機能型居宅介護サービス計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要なサービスを提供する。
- 5 看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者または家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明する。
- 6 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービス（介護・看護）の提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供する。
- 7 利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。

- 8 提供する看護小規模多機能型居宅介護サービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に改善を図る。
- 9 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 10 事業所は、指定看護小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする
- 11 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、主治医、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。指定看護小規模多機能型居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行う。

(事業所の名称)

第5条 事業所の名称は次のとおりとする。

看護多機能 向陽

(事業所の所在地)

第6条

福井県福井市定正1丁目1325

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第7条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人(兼務)

事業を代表し、業務の総括にあたる。

(2) 介護支援専門員 1人以上((介護予防)特定施設入居者生活介護 アーク向陽と兼務)

利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所利用者の看護小規模多機能型居宅介護計画の作成の取りまとめ、地域の包括支援センターや訪問看護事業所等他の関係機関との連絡・調整を行う。

(3) 看護職員 2.5人以上

健康把握を行うことにより利用者の健康状態を的確に掌握するとともに、利用者のかかりつけ医等の関係医療機関との連携を行う。また、医療的処置、管理指導、緊急時等必要時は利用者の居宅を訪問し看護サービスを実施する。

(4) 介護職員 6人以上(サービス付き高齢者向け住宅 アーク向陽介護職員・(介護予防)特定施設入居者生活介護 アーク

向陽介護職員と兼務)

看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。必要に応じ利用者の居宅を訪問し介護サービスを実施する。

また、宿泊に対して1人以上の夜勤を配置する。

(営業日及び営業時間)

第8条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 年中無休とする。

(2) 営業時間

①通いサービス(基本時間) 6時00分～21時00分

②宿泊サービス(基本時間) 21時00分～ 6時00分

③訪問サービス(基本時間) 24時間

※緊急時及び必要時においては柔軟に通い、訪問及び宿泊サービスを提供する。

(利用定員)

第9条 当事業所における登録定員は29人とする。

(1) 1日に通いサービスを提供する定員は18人とする。

(2) 1日に宿泊サービスを提供する定員は6人とする。

(看護小規模多機能型居宅介護サービスの内容)

第10条 看護小規模多機能型居宅介護サービスの内容は次のとおりとする。

(1) 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

①日常生活の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

ア. 移動の介助

イ. 養護(休養)

ウ. 通院の介助等その他必要な介護

②健康チェック

血圧測定等、利用者の全身状態の把握

③機能訓練

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び利用者の心身の活性化を図るための各種支援を提供する。また、外出の機会の確保その他利用者の意向を踏まえた地域社会生活の継続のための支援を行う。

- ア. 日常生活動作に関する訓練
- イ. レクリエーション（アクティビティ・サービス）
- ウ. グループ活動
- エ. 行事的活動
- オ. 園芸活動
- カ. 趣味活動（ドライブ、買物等含む）
- キ. 地域における活動への参加

④食事支援

- ア. 食事の準備、後片付け
- イ. 食事摂取の介助
- ウ. その他の必要な食事の介助

⑤入浴支援

- ア. 入浴または清拭
- イ. 衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助
- ウ. その他必要な介助

⑥排泄支援

利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行う。

⑦送迎支援

利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行う。

(2) 訪問サービス（看護・介護）

- ①利用者の自宅にお伺いし、医療の処置、管理指導、緊急時の対応、機能訓練等を実施する。
- ②利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話を提供する。

(3) 宿泊サービス

宿泊サービス事業所のサービス拠点に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

(4) 相談・助言等

利用者及びその家族の日常生活における介護、医療等に関する相談及び助言、申請代行等を行う。

- ①日常生活に関する相談、助言
- ②認知症高齢者等を抱える家族への相談、助言
- ③福祉用具の利用方法の相談、助言
- ④住宅改修に関する情報の提供
- ⑤医療系サービスの利用についての相談、助言

- ⑥日常生活を営む上で必要な行政機関に関する手続き
- ⑦家族・地域との交流支援
- ⑧その他必要な相談、助言

(看護小規模多機能型居宅介護サービス計画)

- 第11条 看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に看護小規模多機能型居宅介護サービス計画を作成する。
- 2 看護小規模多機能型居宅介護サービス計画の作成にあたっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める。
 - 3 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の看護小規模多機能型居宅介護サービス職員との協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護サービス計画を作成する。
 - 4 看護小規模多機能型居宅介護サービス計画の作成にあたっては、その内容について利用者またはその家族に説明し、利用者の同意を得る。
 - 5 看護小規模多機能型居宅介護サービス計画を作成した際には、当該看護小規模多機能型居宅介護サービス計画を利用者に交付する。
なお、看護小規模多機能型居宅介護サービス計画は、5年間保存する。
 - 6 利用者に対し、看護小規模多機能型居宅介護サービス計画に基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。
 - 7 看護小規模多機能型居宅介護サービス計画の作成後においても、常に看護小規模多機能型居宅介護サービス計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて看護小規模多機能型居宅介護サービス計画の変更を行う。
 - 8 看護小規模多機能型居宅介護サービス計画の目標及び内容については、利用者または家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行い、記録する。

(看護小規模多機能型居宅介護サービスの利用料)

第12条 事業所が提供する看護小規模多機能型居宅介護サービスの利用料は、厚生労働省が定める額が法定代理受領分の介護報酬額とし、法定代理受領分以外は介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目について、別に利用料金の支払いを受ける。

- (1) 宿泊に要する費用は、1日につき2100円(水道光熱費を含む。)とする。
- (2) 食費は、次のとおり徴収する。

①朝食	450円
②昼食(おやつ代含む)	650円
③夕食	600円

- (3) 毎月の口座引き落としを行う場合
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、看護小規模多機能型居宅介護サービスの中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、その利用者が負担することが適当と認められる費用につき、実費を徴収する。
- 2 前項に費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者またはその家族に対して必要な資料を提示し、該当サービスの内容及び費用の説明をした上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。
 - 3 費用を変更する場合には、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、事前に文書により説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。
 - 4 利用料の支払いは、現金または預金口座振替（自動振込）により指定期日までに支払う。

(通常の事業の実施地域)

第13条 通常の事業の実施区域は次のとおりとする。

福井市

(サービスの提供記録の記載)

第14条 看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供した際には、その提供日数及び内容、当該看護小規模多機能型居宅介護サービスについて、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(個人情報保護)

第15条 利用者の個人情報を含む看護小規模多機能型居宅介護サービス計画書、各種記録等については、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとする。

(秘密保持)

第16条 事業所の職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守するため、職員でなくなった後も秘密を漏らすことがないように、就業規則に記載するとともに損害賠償などを含める内容の誓約書を提出しなければならない。

(苦情処理)

第17条 提供した看護小規模多機能型居宅介護サービスに関する利用者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者または家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者またはその家族にサービス内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示する。

- 2 提供した看護小規模多機能型居宅介護サービスに関する利用者及び家族からの苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記載する。
- 3 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の概要を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行う。
- 4 提供した看護小規模多機能型居宅介護サービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書、その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じる。また、利用者または家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 5 市町村からの求めがあった場合には、改善内容を市町村に報告する。
- 6 提供した看護小規模多機能型居宅介護サービスに係る利用者または家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 7 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(事故発生時の対応)

第18条 利用者に対する看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

- 2 事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

(虐待防止に関する事項)

第19条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 第3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業者は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束の廃止)

第20条 事業者は、利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動の制限（以下「身体拘束等」）をしない。

- 2 事業者は、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合でも、常に観察、再検討し、緊急やむを得ない場合の要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。
- 3 事業者は、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を、利用者やその家族等にできる限り詳細に説明する。
- 4 事業者は、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。
- 5 事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対して、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する

(衛生管理)

第21条 看護小規模多機能型居宅介護サービスに使用する備品等は清潔を保持するため、業務開始前・終了時の日々の清掃・消毒を施すなど、常に衛生管理に留意するものとする。

- 2 事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時における対応方法)

第22条 職員は、サービス実施中に利用者の心身の状況に異常その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡などの措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第23条 看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供中に天候その他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講じる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、年2回以上の避難訓練を行う。

(業務継続計画の策定等)

第24条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する看護小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(運営推進会議)

第25条 看護小規模多機能型居宅介護サービスが地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。

2 運営推進会議の開催は、おおむね2か月に1回以上とする。

3 運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、福井市の担当職員もしくは事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員、及び看護小規模多機能型居宅介護サービスについての知見を有する者とする。

4 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流等とする。

5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(記録の整備)

第26条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 利用者に対する看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供に関する記録を整備し、

その完結の日から5年間保存する。

(その他運営についての留意事項)

第27条 事業所は、全ての看護小規模多機能型居宅介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 定期的研修 随時

- 2 職員等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者または家族から求められたときは、これを提示する。
- 3 事業所は、適切な看護小規模多機能型居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。
- 5 看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者及びその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始についても利用申込者の同意を得る。
- 6 事業所の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の看護小規模多機能型居宅介護サービスの紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。
- 7 事業所は、看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の期間を確かめるものとする。
- 8 事業所は、前項の被保険者証に、介護保険法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、事業を提供するものとする。
- 9 看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供を受けている利用者が、正当な理由なしに看護小規模多機能型居宅介護サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき、あるいは、偽りその他不正な行為に

よって保険給付を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を関係市町村に通知するものとする。

10 事業所は、居宅介護支援事業所またはその職員に対し、利用者にサービスを利用させることの代償として金品その他の財産上の利益を供与しない。

11 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

付 則

1 この運営規程は、令和6年4月1日から施行する。